

◎ 宮漁調委指示第22号

漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事している場合、又は試験研究のために水産動物を採捕する場合を除き次に掲げる区域においては、あぶらえさ（あぶらいか、あぶらあみ、およびあぶら布等油性物を利用する餌料の一切を含む。）の使用を禁止する。

右漁業法第67条第1項の規定に基づき指示する。

昭和46年8月18日

宮崎海区漁業調整委員会会長 河野 義 助

- 1 大分県と宮崎県の境から日向市と都農町との境に至る地先海域
- 2 宮崎市と日南市の境から宮崎県と鹿児島県との境に至る地先海域